

令和8年度

安城市市民活動補助金 補助対象事業

募集要項(2次募集)

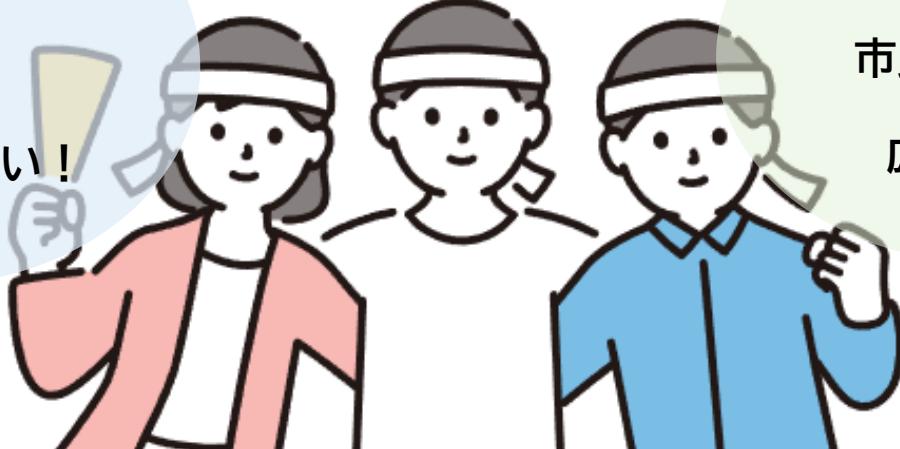
申請期間 ▶ 令和8年4月1日(水)～4月17日(金)

※令和7年9月～10月に令和8年度市民活動補助金を申請した団体は、申請できません。

事業実施期間 令和8年8月1日～令和9年2月末

地域課題を解決して
安城を
より良くしたい！

補助金を使って
市民活動の幅を
広げたい！



申請のポイントがわかる説明動画を公開中！▶

公開期間：令和8年2月1日(日)～4月17日(金)午後5時15分

初めて申請する団体は申請前に必ずご視聴ください！



安城市市民活動補助金について
(R8 2次募集 ver.)

令和8年1月
安城市 市民生活部 市民協働課

☎ 0566-71-2218

FAX 0566-72-3741

✉ kyodo@city.anjo.lg.jp

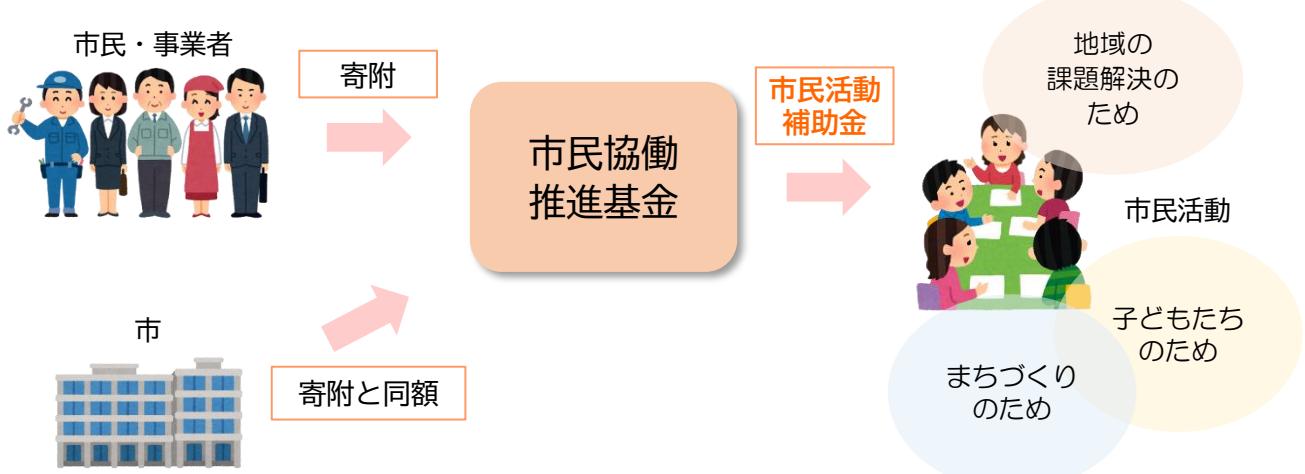
【目 次】

1	申請から報告までの流れ	P. 1
2	概要	P. 2
3	募集内容	P. 2
4	補助金の交付回数	P. 3
5	補助金の額	P. 3
6	補助対象経費	P. 4
7	無償労力提供額	P. 5
8	申請手順	P. 5
9	申請期間	P. 6
10	審査方法	P. 7
11	事業実施期間	P. 7
12	補助金の前払い	P. 8
13	実績報告と請求	P. 8
14	市・市民活動センターの支援	P. 9
15	Q&A	P. 10
16	記入例	P. 13

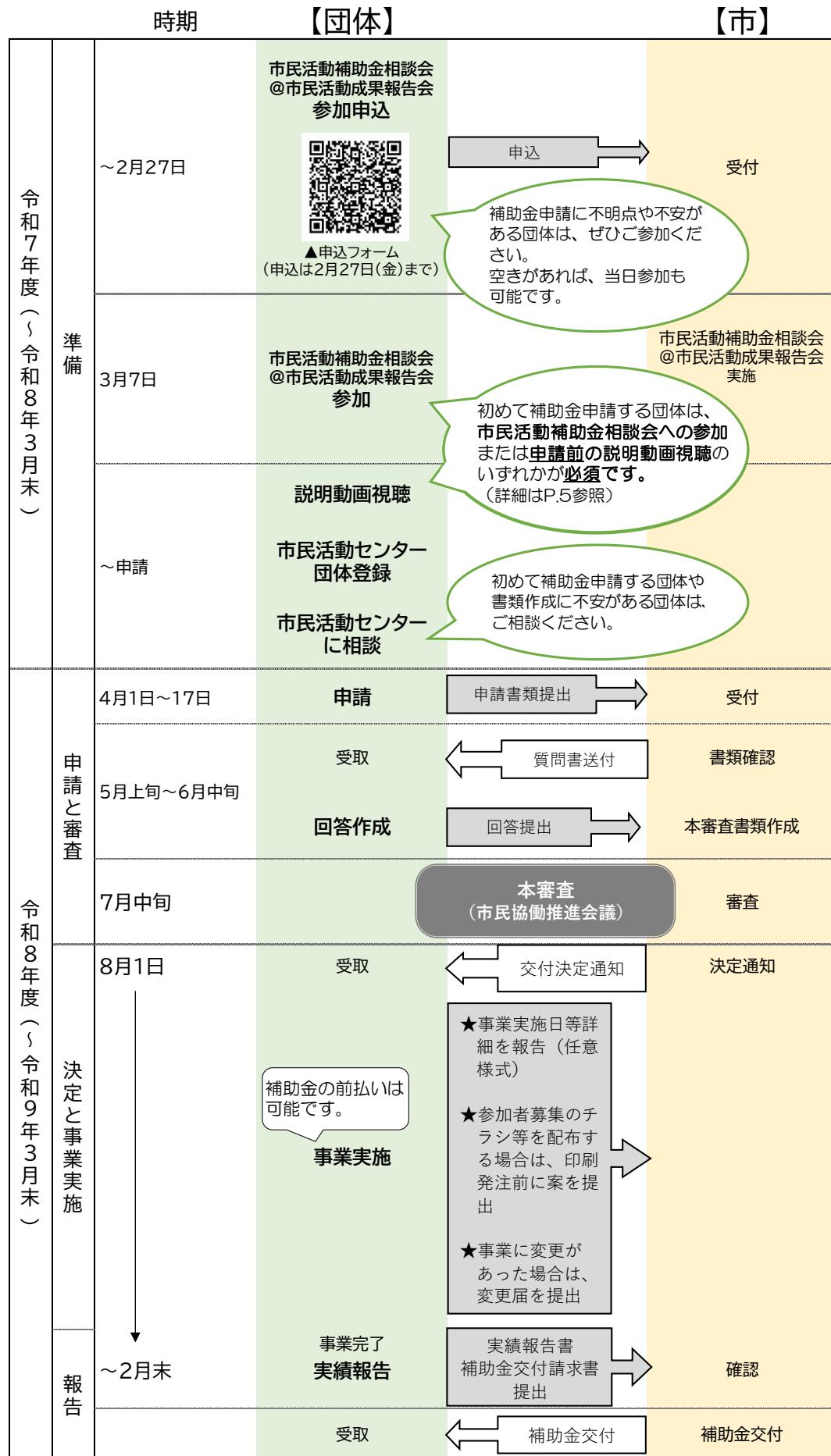
市民活動補助金の原資 「安城市市民協働推進基金」とは？？

市民協働の推進のための総合的な施策を実施するために設置されています。皆様から寄せられた寄附金と、寄附と同額の市から積み立てられた資金を元に運用しています。

市民活動団体が行う、地域が抱える諸課題の解決につながる活動を資金面から支援し、市民活動団体の自立と発展および市民協働の推進を図ることを目的とする「市民活動補助金」の原資となっています。



1 申請から報告までの流れ



2 概要

安城市は、市民協働によるまちづくりや地域が抱える諸課題の解決につながる、幅広い分野の市民活動を支援するため「市民活動補助金」対象事業を公募します。



たとえば… 地域課題:手話言語について認知している市民が少ない。
解 決 策:手話言語への認知を広めるためのイベントを実施する。
事 業:手話をテーマにしたゲームの実施、手話言語についての展示
手段など:「手話言語の国際デー」に合わせて、広く市民に認知を広めるため、
デンパークで実施する。事前にチラシ等でイベントについて啓発する。
などなど、団体が考える安市の地域課題の解決につながる事業が対象です！

※参考…安城市聴覚障害者福祉協会による令和7年度市民活動補助金補助対象事業
「ハートとハンドでつながろう～手話を知ろう～」

3 募集内容

(1) 補助対象団体

安城市民活動センター登録団体

現在未登録であっても、申請期間中に登録が完了すれば対象となります。

ただし、登録には条件（※）があり、審査に1週間程度の時間を要しますので、お早めに安城市民活動センター（安城市民交流センター ☎0566-71-0601）へお問い合わせください。

- ※
 - ①構成員が3人以上で、うち少なくとも1人が市内在住
 - ②活動の拠点が市内であること
 - ③活動が公益的であることが規約等に定められていること など

まずは市民活動センターへご相談ください。



(2) 補助対象事業

市民協働によるまちづくりの推進を図るために主体的に企画・実施する公益性を有するもの（基本的には市内で実施）。テーマや活動分野の限定はありません。

2次募集は、市民提案型スタート事業のみ募集します。他の市民提案型事業・行政協働型事業・協働提案型事業は募集しません。

対象事業	事業内容	補助率	補助金上限額	上限回数	難易度
市民提案型スタート事業	登録団体が、自由なテーマで提案して自ら実施する事業	3／4	5万円	3回	★
市民提案型事業		3／4	10万円	2回	★★
行政協働型事業	①自由なテーマ（※1） ②市が設定したテーマ（※2） 登録団体が①または②で提案して、 <u>市と協働して実施</u> する事業	3／4	15万円	3回	★★★
協働提案型事業	登録団体が、自由なテーマで提案して、複数の団体（登録団体、町内会、企業等）が協働して実施する事業	3／4	22.5万円	2回	★★★

事業内容が、次のいずれかに該当するものは対象となりません。

- ・政治、宗教および営利を目的とするもの
- ・公の秩序を乱すおそれのあるもの
- ・調査または研究のみを目的とするもの
- ・補助金の交付を受ける年度において、類似する補助金等の交付を受けようとする者または受けたもの
- ・その他市長が適当でないと認めるもの

4 補助金の交付回数

同一の登録団体が申請できる補助対象事業は、1年度につき1事業までです。

※令和7年9月～10月に令和8年度市民活動補助金を申請した団体は、申請できません。

※過去に市民提案型事業で補助金交付を受けたことがある場合、補助金交付を受けたときと別のテーマによる事業であれば、市民提案型スタート事業を申請することができます。

5 補助金の額

A:補助対象経費の額 = (補助対象経費の合計額) - (補助対象事業による収入の額)

B:無償労力提供額 = (ボランティアスタッフ延べ提供時間) × 500円／時間



$$\text{補助金額} = (A + B) \times 3/4$$

補助率

※算定した補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨てます。

6 補助対象経費

(1) 区分および種類

区分	経費の種類
報償費	講師・専門家（構成団体の構成員またはボランティアである者を除く。）への謝礼
旅費	交通費、講師・専門家の宿泊費（これらのうち、領収書が発行できないものを除く。）
需用費	チラシ、パンフレット、報告書等の印刷製本費、消耗品費、事業で使用する食材費（会議や親睦のための飲食代を除く。）、燃料費等
役務費	通信運搬費、保険料（火災、地震等の家屋にかかる保険料を除く。）、手数料等
使用料および賃借料	会場使用料、車両・機械器具の賃借料、通行料等
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

※備品代等、団体または構成団体の運営に関する経費は、補助対象としません。

※委託料は、補助対象としません。

(2) よくある質問（10ページQ & Aより抜粋）

Q1 事業内で食べるお菓子・飲み物は対象になりますか。

⇒食べること・調理を目的とした事業で使用する食材費は対象ですが、親睦のための食糧費は対象なりません。

〔例：子ども食堂の食材費・・・○
居場所づくりのためのお菓子・・・×〕

Q2 消耗品や食料等を団体構成員から購入することは可能ですか。

⇒原則、補助対象経費となりません。

Q3 他団体のイベントに参加する際のイベント参加費は対象経費にあたりますか。

⇒主体的に実施する事業が経費対象となるため、他組織主催の事業に関する経費は補助対象とはなりません。

Q4 交付決定前の納品・支出は補助対象になりますか。

⇒対象にはなりません。交付決定日（8月1日）以降の納品・支出（領収書・レシート）が補助対象です。

〔例：7月31日納品、8月1日支出・・・×
8月1日納品、7月31日支出・・・×
8月1日納品、8月1日支出・・・○〕

7 無償労力提供額

ボランティアスタッフの延べ提供時間数に1時間当たり500円を乗じた金額。ただし、補助対象経費の3分の1以内とします。

- ・スタッフが「無償で労力を提供した」場合に加算できますが、本人に支給することはできません。
- ・事業に必要なボランティアスタッフの人数と時間を想定して計算してください。申請団体のボランティアスタッフも含めることができます。
- ・労力の見積もりに当たっては、必要な労力を適正に見積もってください。
- ・ボランティアスタッフに必ず協力の確認を受けるようにしてください。
- ・実績報告の際に、従事時間が記載され、ボランティアスタッフが確認した従事確認書を提出してください。

8 申請手順

(1) 動画視聴または市民活動補助金相談会への参加

初めて申請する団体は、ア 動画「安城市市民活動補助金について（R8 2次募集ver.）」の視聴またはイ「市民活動補助金相談会」への参加のいざれかが必須です。

ア 動画「安城市市民活動補助金について（R8 2次募集ver.）」

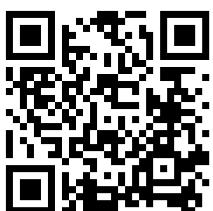
動画は、YouTubeにて期間限定公開しています。

視聴可能期間：令和8年2月1日（日）～4月17日（金）午後5時15分

視聴方法：以下の二次元コードまたはURLからご視聴ください。

【URL】<https://youtu.be/31T3Z-vrLX0>

※動画視聴が可能なデバイスを持っていない等、やむを得ない理由で動画を視聴できない場合は、市民協働課または市民活動センターまでご相談ください。



▲動画「安城市市民活動補助金について（R8 2次募集ver.）」

過去の補助金活用事例や、補助金の対象にならないもの等について説明しています。

初めての団体以外も、ぜひご覧ください！



イ 市民活動補助金相談会

「市民活動成果報告会＆市民活動補助金相談会」の<第2部>で、令和8年度市民活動補助金（2次募集分）の全体説明および個別相談受付を実施します。

日時：令和8年3月7日（土）

午前11時30分～午後0時30分

会場：市民交流センター 2階 多目的ホール

詳細は、市公式ウェブサイトをご覧ください。



▲市公式ウェブサイト



▲申込フォーム

（申込受付は2月27日まで）

(2) 相談

初めて申請し、かつ市民活動補助金相談会に参加していない団体は、申請前に市民活動センターにご相談ください。



初めての団体以外でも、書類の書き方に迷う場合は
市民活動センターでアドバイスを受けることができます。

(3) 申請書等の提出

提出書類	提出の形式
① 安城市市民活動補助金交付申請書（様式第1）	原本が必要
② 実施計画書（様式第2）	
③ 審査項目ごとの事業説明（実施計画書添付書類） ※市民提案型スタート事業用の様式を使用してください。	
④ 収支予算書（様式第3）	
⑤ 安城市民活動センター登録団体証の写し ※最新のものを提出してください。更新や登録の手続きはお早めにお願いします。	データ可
⑥ 安城市市民活動補助金交付申請前チェックシート	
⑦ 団体の概要や普段の活動内容が分かるチラシ等	
⑧ 市民活動センターから交付された相談シート（写し） ※初めての申請かつ市民活動補助金相談会に不参加の場合	

様式および申請前チェックシートは、市公式ウェブサイト・市民協働課・市民交流センターにて配布しています。

（提出先）安城市役所 市民協働課（本庁舎3階 窓口 No.34）

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）



市公式ウェブサイト▶

9 申請期間

令和8年4月1日（水）～4月17日（金）【厳守】

提出時に職員が申請書等を確認し、事業内容等の聞き取りをさせていただきます。場合によっては再提出を求めることもありますので、期間・時間に余裕を持ってお越しください。

団体が考える地域課題に対し事業を実施することで見込まれる効果や
事業の規模・流れなど、詳細な内容について聞き取りします。



10 審査方法

審査基準および採択基準は以下のとおりです。

審査基準：以下の項目について採点を行います。（各5点、総得点25点）

審査項目	審査基準
①公共性・公益性	まちづくりや地域へ貢献できるものであるか、趣味的で対象者が極めて限られる活動ではないか、など。
②主体性・積極性	自主的に企画・運営・実施するものであるか、など。
③実現性・計画性	事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか、事業遂行が実現可能なものであるか、など。
④独創性・発展性	創意工夫がみられるか、など。
⑤啓発性・PR性	市民への発信力はあるか、実施に当たってのPR方法はどうか、など。

採択基準：

- ①審査員の平均点により順位をつけ、予算の範囲内で上位の事業から選定します。同点の場合は、審査員の協議により判断します。
- ②審査員の平均点が15点未満の場合、予算の範囲内であっても不採択となります。

（1）書類審査

事務局にて提出された申請書類を確認した後、上記審査基準に基づき市民協働推進会議委員（審査員）による書類審査を行います。

（2）本審査

市民協働推進会議において採択の決定を行います。

日時：令和8年7月頃

場所：安城市役所本庁舎3階 第10会議室

※令和8年度市民協働推進会議の議題の一つとして、採択を行います。

会議を傍聴することも可能です。

11 事業実施期間

令和8年8月1日（土）～令和9年2月末日



12 補助金の前払い

事業実施のために、市長が特に必要と認める場合は、補助金交付決定後に、補助金の全部または一部を前払いすることができます。

<提出書類>

- ① 前払請求書（様式第4）
- ② 請求に係る内訳書、見積書等（前払計算書等）

13 実績報告と請求

事業完了後 30 日以内または2月末日のいずれか早い期日までに、以下の書類を提出してください。

書類	提出の形式等
① 安城市市民活動補助事業実績報告書（様式第6）	原本が必要
② 収支決算書（様式第7） ※作成の際に用いた集計表も、あれば提出すること。	データ可
③ 収入および支出の内訳が分かる領収書等	
④ 無償労力提供額を補助金の額に加算した場合は、ボランティアスタッフの従事した状況が分かる書類（様式第8－1または8－2）	
⑤ 事業の記録および成果物の写真（※1）	
⑥ 事業実施のために製作した広報啓発物（※2）	
⑦ 安城市市民活動補助金交付請求書	

※1 参加人数が分かる資料、アンケート結果、参加者の声、当日の写真、製作物の写真など

※2 チラシ、パンフレット、ポスターなど



14 市・市民活動センターの支援

市民協働課

- ・事業PR（市公式ウェブサイトへの掲載、チラシの設置、市職員への周知等）
- ・市内公共施設へのチラシの設置依頼（チラシには「令和8年度安城市市民活動補助金交付対象事業」と記載してください。イラストの著作権にも注意しましょう。）
- ・ふれあい補償制度（活動中のケガ等を補償。最低限の補償のため、団体ごとに別途保険に加入することもご検討ください。）

市民活動センター（補助金交付団体に限らず、センター登録団体に対する支援）

- ・打ち合わせのための部屋（活動室・和室等）利用（無料）
- ・機材（印刷機、紙折り機、丁合機、裁断機、製本機等）の使用（無料）
- ・A2、A1サイズのポスター印刷（有料）
- ・各種民間助成金・補助金の申請相談
- ・団体活動、団体運営等の相談
- ・活動者、他団体、他組織とのマッチング支援
- ・事業PR（交流センターInstagramへの掲載、チラシの設置等）

ANJO CIVIC ACTIVITY CENTER

安城市民活動センター

市民活動のサポート拠点「安城市民活動センター」は、「わくわくセンター」という愛称で呼ばれています。市民の方が気軽にボランティア活動に参加するきっかけづくりや、活動のネットワークを作る場としてみなさまにご利用いただいています。

活動のサポート

- ★打ち合わせや講座が可能なスペースがあります。
- ★チラシや会報の作成ができる印刷機などの便利な機器が揃っています。
- ★市民活動のための資料作成などに利用できるパソコンコーナーがあります。

情報の収集・発信

- ★団体のホームページとして、「安城市民活動情報発報サイト」(※1)、団体紹介や活動情報の発信ができます。
- ★団体の活動内容やイベント開催の情報をセンター公式SNSで発信できます。
- ★定期刊行物や、活動に関する書籍等が閲覧できます。

活動の相談

- ★ボランティアをしたい人と、ボランティアを募集したい団体のマッチングを行います。
- ★補助金・助成金に関するアドバイス
- ★活動に関する相談などを受けます。

事務所機能

- ★事務用品や備品を管理するロッカーガ利用できます。
- 団体登録をすると市民活動センターの施設を無料で利用できます。
- 市民活動を目的とした利用の際は交流センターの有料施設を減免価格で利用できます。(※2)

(※1) こちらから確認できます。

(※2) 市民活動ではない目的で利用する際は、一般料金でご利用ください。

○既に公益的な市民活動を行っている
または、これから市民活動をしてみたい！
○多くの人にボランティアに来てほしい！
○自分たちの活動を広くPRしたい！
○他の活動団体と協力してイベントを行いたい！

安城市民活動センターに団体登録してみませんか？

■安城市民活動センター 団体登録要件

①～④のすべての要件を満たす必要があります

①公益を目的とする旨が規約、会則等に定められていること
②活動の拠点が市内にあること
③3人以上の団体で、そのうち1人は安城市内に住所を有すること
④宗教、政治、営利を目的とする団体ではないこと

手続き区分	提出書類
初めて登録するとき	<ul style="list-style-type: none">・団体登録申請書（必要事項を記入）・団体規約、会則・団体構成員名簿・活動状況のわかる書類 <p>これからやろうとする内容でもOKです！</p>
年度更新をするとき	<ul style="list-style-type: none">・前年度の活動実績報告書【更新書類様式1】・団体登録 更新・変更届【更新書類様式2】・団体構成員名簿※様式自由・団体規約、会則（変更がある場合のみ）

■お問い合わせ先

安城市民活動センター
〒446-0065
安城市大東町11-3 安城市民交流センター内
TEL：(0566) 71-0601
FAX：(0566) 71-0668
E-mail : info@wakuwakucenter.jp
URL : http://wakuwakucenter.jp/
休館日：毎週月曜日（祝日を除く）
年末年始（12月29日～1月3日）

15 Q & A

提案する団体について	
Q1	団体の構成員が複数の団体に所属しており、その複数の団体が同時に応募することはできますか。
A1	申請者が重複しておらず、団体の活動内容が異なる場合は応募可能です。

提案内容について	
Q2	昨年度と同じ企画を提案してもよいですか。
A2	同じ企画でも市民提案型スタート事業は3回まで申請可能です。ただし、前年度の課題改善点を反映した内容としてください。
Q3	スポーツスクールなどの事業も対象になりますか。
A3	特定の人々(対価を払った者、組織の仲間)を対象に、趣味的な要素や自己研鑽目的の場合は、公益性の観点から申請することはできません。 ただし、事業内容により対象となる場合もあります。
Q4	調査は対象となりますか。
A4	調査または研究のみを目的としたものは、補助対象事業とはなりません。 ただし、調査したことを成果報告会以外の場で発表する等、その調査が課題解決のための活動に繋がる事業は、補助対象となる場合があります。

申請について	
Q5	申請する事業について類似する補助金をもらう予定がありますが、申請できますか。
A5	実施年度において類似する補助金等を受けている場合、申請することはできません。
Q6	市民提案型事業で2回補助金交付を受けましたが、市民提案型スタート事業に申請できますか。
A6	市民提案型事業で補助金交付を受けたときと違うテーマであれば、スタート事業を3回申請することができます。スタート事業の3回は、同じテーマでも申請できます。

補助金額について	
Q7	2団体が協働で開催する事業の場合、補助金の上限は2倍になりますか。 または、1団体ずつ申請をして同じ事業と一緒に実施してもよいですか。
A7	1事業に対する補助のため、複数の団体で協働をしても補助金の上限金額は変わりません。また、別で申請をして一緒に事業を実施することはできません。

補助対象経費について	
Q8	事業内で食べるお菓子・飲み物は対象になりますか。
A8	食べること・調理を目的とした事業で使用する食材費は対象ですが、親睦のための食糧費は対象になりません。
Q9	消耗品や食料等を団体構成員から購入することは可能ですか。
A9	原則、補助対象経費となりません。
Q10	他団体のイベントに参加する際のイベント参加費は対象経費にあたりますか。
A10	主体的に実施する事業が経費対象となるため、他組織主催の事業に関する経費は補助対象とはなりません。

Q11	交付決定前の納品・支出は補助対象になりますか。
A11	対象にはなりません。交付決定日(8月1日)以降の納品・支出(領収書・レシート)が補助対象です。

補助金の交付について	
Q12	採択された場合、申請金額は事業完了後に必ず満額受け取れますか。
A12	報告書にかかる書類を審査し、最終決定します。そのため減額の場合があります。
Q13	事業完了後、申請時より対象経費が増えてしまいましたが、補助金額の増額はありますか。
A13	対象経費が多くなっても、交付決定金額からの増額はありません。
Q14	補助金の交付が決定した後、申請した事業に対して類似する他の補助金がもらえることになりました。どうすればよいですか。
A14	速やかに変更申請を行ってください。 万一、補助金交付後に判明した場合、決定取り消しの上、返還していただきます。 ただし、申請事業以外の事業への補助金は問題ありません。
Q15	参加者からの負担金等の事業収入があつてもよいですか。 事業収入と市補助金の合計額が総事業費を超えた場合はどうなりますか。
A15	事業収入があつても構いません。ただし、補助金交付後に剰余金が出た場合は返還していただきます。なお収入分は、補助金から差し引くことになります。
Q16	補助金の前払いは、いつでも受け取ることができますか。
A16	可能です。ただし、必ず支出が見込まれる金額で請求してください。また、無償労力提供額分は前払いできません。 收支予算書で積算した補助対象経費合計の4分の3または交付決定額のどちらか低い額が、前払金の上限額となります。

審査方法について	
Q17	申請団体が少なく、予算の範囲内の場合、自動的に採択になりますか。
A17	予算の範囲内であつても審査の結果、審査員の平均点が15点未満の場合、不採択となります。

無償労力提供額について	
Q18	無償労力提供額はどのように見積もればいいですか。
A18	事業に必要なボランティアスタッフの人数と時間を想定して計算してください。申請団体のボランティアスタッフも含めることができます。

実績報告について	
Q19	全ての支出に対して領収書は必要ですか。
A19	必要です。何を購入した領収書なのかが分かるようにしてください。レシートでも構いません。なお、領収書等の日付は、交付決定日以降のものに限ります。
Q20	対象経費だけで上限金額を超える場合、無償労力提供の書類は必要ですか。
A20	必要ありません。補助金に加算する場合のみご提出ください。

【申請団体について】

Q21 どのような団体が申請していますか。

A21 令和7年度は以下のとおりです。

申請事業	団体名	事業名	申請額（円）
市民提案型スタート事業	井杭山卓ボラ会	卓球療法サロン	50,000
	一杯の味噌汁プロジェクトwith本證寺	豆のがっこう	50,000
	形象派美術協会ボランティア部	感性トレーニングによるスケッチ・デッサン 体験講座（創造力をアップしよう！）	50,000
	しっぽ	動物愛護・野良猫のTNR活動の啓発活動	30,000
	西三河野生生物研究会	「身近な自然観察会」2025	12,000
	ハッピーハッピーエンジェル	ハッピーふれあい広場	49,000
	安城音楽協会	音楽活動への参加促進啓発事業 (安城音楽協会 第21回 音楽セミナー)	50,000
	一般社団法人 Team MAMA	子どもの楽しいを増やすKOALA	50,000
	にじいろの猫	飼い主のいない猫のTNRと関わる人の環境改善 事業	50,000
	くろしおかい 黎ねこ紹介会	まちねこサポート事業	50,000
	安城市聴覚障害者福祉協会	ハートとハンドでつながろう ～手話を知ろう～	50,000
	NPO法人ほのぼのふあみりー	講演会「ホームスタート：今、求められる 子育て支援の動き」	50,000
	ぐらびと	LGBTQ+の周知・居場所づくり事業	50,000
市民提案型	ザ・プレチャーズ	街かどフリーライブ及び各所訪問出前コンサート	100,000
協働提案型	一般社団法人 安城市交響楽団	ジュニアオーケストラ 第1回定期演奏会	225,000
	石川喜平翁測量開始200年記念事業 実行委員会	石川喜平翁功績継承事業	225,000

地域課題の解決のために市民活動補助金をご活用ください。
申請をお待ちしています♪



16 記入例

様式第1（第7条関係）

記入例

安城市市民活動補助金交付申請書

令和8年4月〇日

安城市長

代表者の手書きではない場合、
押印が必要です

所 在 地

安城市桜町18番23号

団体の名称

○○○の会

代 表 者

会長 安城 太郎

(※)

(役 職)

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

補 助 事 業 の 区 分	市民提案型スタート事業 <input checked="" type="radio"/> 1回目・2回目・3回目 市民提案型事業（1回目・2回目） 行政協働型事業（1回目・2回目・3回目） 協働提案型事業（1回目・2回目）
事 業 名	○○○○○
補 助 金 交 付 申 請 額	金 50,000 円
事 業 実 施 期 間	事業実施期間は 8月1日から2月末日までの間 で設定してください 令和〇年 〇月〇〇日から 令和△年 〇月〇〇日まで
類似する補助金の受領の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(添付書類) <input type="checkbox"/> 実施計画書（様式第2） <input type="checkbox"/> 収支予算書（様式第3） <input type="checkbox"/> 安城市民活動センター	

「有」の場合
補助金を受けられません

記入例

様式第2（第7条関係）

実施計画書

1 申請団体の概要

団 体 名	○○○の会		
代表者氏名	安城 太郎		市からの書類の受取先を記入
団体連絡先 (申請担当者)	氏名	安城 花子	
	住所	〒446-8501 安城市桜町18番23号	
	連絡先	Tel: 0566-71-2218	
		Fax: 0566-72-3741	
	e-mail: kyodo@city.anjo.lg.jp		
設立年月日	平成〇年〇月〇〇日	構成員数	15人
団体の活動目的・目標 「団体としての目的・活動を記載	本会は男女共同参画を推進するために設立された。 広く男女共同参画を啓発し、誰もが自立した人間として、その人権を尊重し、共に責任を分かち合い、豊かな生き方ができる社会の実現を目指す。		
団体の活動内容・活動実績	男女共同参画を広く知ってもらうために、啓発活動を行う。 •イベント開催(年1回) •セミナー(年2回) 直近の実績 •○○イベント R7.4.○ 参加人数 62名 •○○オンラインセミナー R7.6.○ 参加人数 78名 •○○オンラインセミナー R8.1.○ 参加人数 75名		

2 申請事業概要

事業名	○○○○○	
協働団体 ※行政協働型事業・ 協働提案型事業の場合に記入	団体名・代表者名	役割分担

申請事業の目的	<p><事業対象者> 老若男女問わず、主に安城市民を対象とする。</p> <p><解決したい地域課題> 性別による差別や無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)があること。LGBTなどの性的少数者の方への理解が十分でないこと。</p> <p><課題の解決策> 性別による差別やアンコンシャスバイアスの認知を広めること、性的少数者の方に対する理解を深めることを目的としたイベントの開催、啓発誌の作成・配布。</p>		
<p style="background-color: #ff9966; color: white; padding: 5px;">該当するものに漏れなく記入</p> <p>申請事業の内容・特徴 ※必要に応じて項目を追加・変更・削除してください。</p>	<p><イベント等の開催の場合></p> <p>【日時】R8.11.○(土) 13 時～16 時 【場所】アンフォーレ</p> <p>【内容】LGBT 当事者や大学教授など複数の講師を招き、パネルディスカッションや質疑応答の時間を設け、参加者の理解をより深めてもらう。</p> <p>【参加費】有料 · 無料 その理由：幅広い方に参加してもらうため。</p> <p>【参加者数】200 名 【啓発チラシ】有(300 部) · 無</p> <p>【その他の特徴等】アンフォーレの〇〇イベント期間に合わせて実施することで、より多くの参加者を見込める。</p> <p><啓発誌等の発行の場合></p> <p>【内容】LGBT の説明やどのような差別があるか具体的な事例などを載せ、小学生でも分かる内容のものにする。</p> <p>【配布部数】1,000 部</p> <p>【配布先】イベント参加者(200 部)、町内会・公民館(800 部)</p> <p>【配布方法】持込 · 郵送 · その他()</p> <p>【その他の特徴等】LGBT 当事者によるより具体的な事例を紹介できるという点が、市発行の啓発誌との違いであると考える。</p>		
<p>事業計画</p> <p style="background-color: #ff9966; color: white; padding: 5px;">実績報告書作成まで計画に記載</p>	時期	内 容	場所
	~8月	イベント 内容検討・講師依頼 啓発誌 掲載内容検討	
	8~9月	イベント 内容決定・チラシ作成 啓発誌 内容決定・情報収集等	
	10月	イベント チラシ配布・参加者募集 啓発誌 原稿作成・印刷発注	
11月	イベント 開催 啓発誌 配布		
12月 実績報告書 作成			
事業の実施により期待される効果	複数の講師を招きいろいろな立場からの話を聞くこと、また、チラシや啓発誌を多くの人に配布することで、多くの方に、性別による差別や無意識の思い込みがあることの認知を広めることができ、また、LGBTなどの性的少数者の方への理解を深めることができる。 それにより、人権を尊重し、多様性を認め合え、誰でも豊かな生活が送れる男女共同参画社会の実現に近づけられる。		

審査項目ごとの事業説明
(市民提案型スタート事業用)

記入例

団体名	○○○の会	解決したい地域課題について、どのように取り組んでいくのか、 「審査する委員に向けて」アピールをしてください。
事業名	○○○○○	

審査項目	審査基準	事業説明
公共性 公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりや地域へ貢献できるものであるか ・趣味的で対象者が極めて限られる活動ではないかなど 	全ての方が対象であり、人権の尊重、多様性を認め合う男女共同参画社会の実現に向けた、地域、社会に貢献できる事業である。
主体性 積極性	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的に企画・運営・実施するものであるかなど 	当団体が主体となり、イベントの企画・運営、啓発誌の作成・配布をする。イベントの講師選定から招聘、啓発誌の掲載内容検討まで全て当団体が行う。
実現性 計画性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画・収支計画の具体性・妥当性があるか ・事業遂行が実現可能なものであるかなど 	4月から週に1回打合せをし、8月末頃には内容等を決定し、11月にイベント開催・啓発誌発行をする。時間的に十分な計画であり、昨年実施した際のノウハウの蓄積もある。
独創性 発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・創意工夫がみられるかなど 	例年講演会を実施してきたが、補助金を使って複数の講師を招きディスカッションしてもらうことと、イベント開催と併せて啓発誌を配布することで、市民の方により理解を深めもらうことができる。
啓発性 PR性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への発信力はあるか、 ・実施に当たってのPR方法はどうかなど 	<p>チラシや啓発誌の配布は、自分たちで多くの町内会や公民館に持込んで啓発する。また、SNSも活用してPRしていく。</p> <p>< PRに活用予定のもの ></p> <p style="text-align: right;">(ウェブサイト ・ LINE ・ X ・ Instagram)</p> <p style="text-align: right;">Facebook ・ その他 ()</p> <p>< URL やアカウント名など ></p> <p>ウェブサイト: https://www.○○○/index.html</p> <p>Instagram: ○○○の会(○○○_anjo)</p>

団体のウェブサイトやSNSアカウントを事業のPRに活用する場合は、URLやアカウント名を記載



団体名	○○○の会	
事業名	○○○○○	

【収入】

項目	金額	内訳・備考
安城市市民活動補助金 ①	50,000 円	=⑮
事業による 収入による	参加者負担金 円	
	寄附金・協賛金 円	
	計 ② 0 円	
その他収入 ③	60,260 円	会費(団体運営費)
合計 ④	110,260 円	=①+②+③ (=⑦支出の合計) 積算の内容をできる限り詳しく記載

【支出】

項目	金額	内訳・備考
補助対象経費	報償費 15,000 円	外部講師謝礼(5,000円×3名)
	旅費 1,960 円	講師交通費(名古屋-安城×2名分)
	需用費 3,300 円	チラシ印刷代(10円×300枚×税)
	11,000 円	啓発誌印刷代(10円×1,000冊×税)
	5,000 円	消耗品(コピー用紙)
	役務費 7,000 円	チラシ・啓発誌郵送料(140円×50か所)
	円	
	使用料及び賃借料 30,000 円	アンフォーレ 会議室等使用料
経費対象外	その他の経費 基本的に記載しない 円	交付決定日(8月1日)より前の領収日や納品日の経費は対象外
	計 ⑤ 73,260 円	
	報償費 5,000 円	講師謝礼(団体会員)※2
	需用費 2,000 円	打合せ時の飲食代※2
使用料及び賃借料 30,000 円		アンフォーレ ホール等使用料※1
計 ⑥	37,000 円	
合計 ⑦	110,260 円	=⑤+⑥ (=④収入の合計)

※対象外経費について、実施期間外の領収書であるため対象外のものを※1、補助対象経費とならないものを※2と表記。

【無償労力提供】

項目	提供時間	内訳・備考
啓発誌作成	60 時間 分 3時間×4人×5日	
△月△日当日運営	80 時間 分 8時間×10人	
	時間 分	
延べ提供時間 ⑧	140 時間	※60分未満切り捨て
延べ無償労力提供額 ⑨	70,000 円	=⑧×500円
無償労力提供額 上限額 ⑩	24,420 円	(補助対象経費-事業収入) の1/3 = (⑤-②) ×1/3 (1円未満切り捨て)
⑨と⑩のどちらか低い額 ⑪	24,420 円	

【補助金額】

市民活動補助金 上限額 ⑫	50,000 円	
補助対象経費+無償労力提供額 ⑬	97,680 円	補助対象経費+無償労力提供額-事業収入 = (⑤+⑪-②)
(補助対象経費+無償労力提供額) の3/4 ⑭	73,000 円	=⑬×3/4 (1,000円未満切り捨て)
⑫と⑭のどちらか低い額 ⑮	50,000 円	→① (収入 市民活動補助金)